

特定・障害児相談支援について (人員・報酬)

令和6年度相談支援事業所に係る説明会（集団指導）

高崎市障害福祉課 R6.5作成

1 人員基準について①

従業者	要件
管理者	1 名（専従） ※業務に支障がない場合は、他の業務と兼務が可能 ※特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所の業務を兼務する場合については、支障がない場合として認めるものとする。
相談支援専門員	1 名以上（専従） ※業務に支障がない場合は、他の業務と兼務が可能 例）相談支援事業所の業務に支障がない場合は、当該事業所の管理者や、併設する事業所の業務等に従事することができる。 ※特定相談支援事業所、障害児相談支援事業所、一般相談支援事業所又は自立生活援助事業所の業務を兼務する場合については、支障がない場合として認めるものとする。

2 人員基準について②

➤相談支援専門員の員数について

相談支援専門員の員数の配置は、対象障害者等の数が35件に対して1人を標準とし、その端数を増すごとに増員することが望ましい。

※指定特定相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の指定を併せて受け、かつ、両事業を同一の事業所において一体的に運営している場合にあっては、当該事業所において一体的に運営している両事業の支援対象障害者等の数の合計数

※対象障害者等の数は前6か月の平均値で算出する。ただし、新規に指定を受ける場合は推定数とする。

3 人員基準について③

➤兼務に係る留意事項（モニタリング等）

モニタリング及び支給決定の更新や変更に係るサービス利用支援（「モニタリング等」という。）においては、

- ① 障害福祉サービス事業所等との中立性の確保
- ② 障害福祉サービス事業所等と異なる視点での検討を行う

という観点から、障害福祉サービス事業所等の業務と兼務する相談支援専門員は、当該障害福祉サービス事業所等の利用者のモニタリング等を行わないこととする。

例) 相談支援専門員が生活介護事業所の業務を兼務する場合

相談支援専門員 (生活介護兼務)	
生活介護の利用者の 当初計画作成	○
生活介護の利用者の モニタリング等	×

4 人員基準について④

➤ 現任研修等の受講に係る留意事項

相談支援専門員については、相談支援従事者初任者研修を修了した年度の翌年度を初年度として、5年度ごとの各年度の末日までに1回以上、相談支援従事者現任研修または主任相談支援専門員研修を修了する必要がある。

(例)

H26年度～H30年度に現任研修等修了（1回目）が必要

R1年度～R5年度に現任研修等修了（2回目）が必要

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
例1	初任者 研修修了	1年目	2年目	3年目	4年目	現任研修 修了	6年目	7年目	8年目	9年目	現任研修 修了	11年目
例2	初任者 研修修了	1年目	2年目	現任研修 修了	4年目	5年目	6年目	現任研修 修了	8年目	9年目	10年目	11年目

※R6年度以降も
同様

5 人員基準について⑤

➤ 令和6年度基準省令改正における主な改正内容（人員基準）

• 相談支援員の創設

【相談支援員の主要要件】

- ・ 専従の社会福祉士又は精神保健福祉士

【事業所の主要要件】

- ・ 機能強化型の基本報酬を算定していること
- ・ 主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されていること

【相談支援員が行える主な業務】

- ・ サービス等利用計画の原案の作成
- ・ モニタリング

・ R6年度基準省令の改正について（人員基準）

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要

（令和6年4月1日 こども家庭庁支援局障害児支援課作成）より抜粋）

②相談支援に従事する人材の確保（相談支援員の創設）〔障害児相談支援〕※児者共通

- 機能強化型の基本報酬を算定している指定障害児相談支援事業所であって、かつ、主任相談支援専門員の指導助言を受ける体制が確保されている場合には、常勤専従の社会福祉士又は精神保健福祉士である者を新たに「相談支援員」として位置づけて、障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことができるよう指定基準を見直す。

運 営 基 準

※児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29号）

【新設】

- 指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす場合には、指定障害児相談支援事業所に相談支援員（専ら当該指定障害児相談支援事業所の職務に従事する者であって社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有するものをいう。以下同じ。）を置くことができる。この場合において、当該指定障害児相談支援事業者は、当該相談支援員を、指定地域相談支援若しくは指定計画相談支援の事業を行う事業所又は指定自立生活援助の事業を行う事業所の職務に従事させることができるものとする。（第3条第4項・新設）
- ・当該指定障害児相談支援事業所が機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）～（Ⅳ）の算定基準に適合していること（機能強化型のいずれかの基本報酬を算定していること）
 - ・当該指定障害児相談支援事業所の主任相談支援専門員により相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること
- 相談支援員を置く場合、第11条（身分を証する書類の携行）、第15条第1項第1号（管理者は、相談支援専門員に障害児支援利用計画の作成に関する業務を担当させる）、第2項第1号から第8号まで（指定障害児支援利用援助の方針（計画案の作成・交付まで）及び第3項（指定障害児支援利用継続援助の方針）、第15条の2（テレビ電話装置等の活用）、第18条（管理者の責務）、第20条第1項から第3項まで（勤務体制の確保等）、第23条第1項（掲示等）、第26条第1項・第2項（事業者等からの利益收受等の禁止）の規定について、「相談支援専門員」を「相談支援専門員又は相談支援員」と読み替え。（第3条第5項・新設）

ポ イ ン ト

- 指定障害児相談支援事業者は、①機能強化型障害児支援利用援助費の算定要件を満たしていること、②当該事業所に配置される主任相談支援専門員により、相談支援員に対して指導及び助言が行われる体制が確保されていること（※）のいずれも満たす場合に、「相談支援員」を置くことができる。

※①利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催、②全ての相談支援員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の継続的な実施、③全ての相談支援員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導・助言のいずれも満たす体制

- 相談支援員は、常勤専従で、社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有することが必要

- 相談支援員は、障害児支援利用計画の原案の作成及びモニタリングの業務を行うことが可能（サービス担当者会議の開催、それを踏まえた計画作成は不可）

- 原則専従を求めるが、一体的に管理運営される指定特定相談支援事業所、指定一般相談支援事業所、指定自立生活援助事業所、基幹相談支援センター、障害者相談支援事業の業務については兼務可（基幹相談支援センター、障害者相談支援事業は委託する市町村が認める場合に限る）

6 報酬について①

➤計画相談支援・障害児相談支援における報酬体系

【基本報酬】

- ・サービス利用支援費・障害児支援利用援助費（計画作成費）
- ・継続サービス利用支援費・継続障害児支援利用支援費（モニタリング費）

【加算】

- ・体制加算（行動障害、要医療児者、精神障害者支援体制加算等）
- ・その他の加算（初回加算、サービス提供時モニタリング加算、集中支援加算等）

7 報酬について②

➤ 報酬に係る実地指導での主な指摘事項①

利用者から同意が得られていない計画案の段階で請求を行っていた。



計画相談支援給付費等が発生するのは、市町村から障害福祉サービス等の支給決定を受けた後に、サービス担当者会議を踏まえたサービス等利用計画（又は継続障害児支援利用計画）を作成し、利用者から文書により同意を得た時点であるため、計画案段階で給付費の請求はできない。

8 報酬について③

➤ 報酬に係る実地指導での主な指摘事項②

継続サービス利用支援費（又は継続障害児支援利用援助費）で請求するところ、サービス利用支援費（又は障害児支援利用援助費）で請求していた。



継続サービス利用支援費（又は継続障害児支援利用援助費）はモニタリングのみ、サービス利用支援費（又は障害児支援利用援助費）は、計画作成やそれに付随するモニタリングを行った場合に算定する。

9 報酬について④

➤ 報酬に係る実地指導での主な指摘事項③

計画更新時の計画作成月において、サービス利用支援費（いわゆる計画作成費）のみ請求するところ、更新月の前月に前倒しで行ったモニタリングについても、継続サービス利用支援費（いわゆるモニタリング費）として別に算定していた。



モニタリングを行った結果、サービス等利用計画（又は継続障害児支援利用計画）を作成するという一連の流れで行っている場合は、計画作成時のアセスメントのプロセスをモニタリングで行えているため、モニタリングとサービス等利用計画（又は継続障害児支援利用計画）の作成の時期が月をまたいだ場合も計画作成費のみを算定する。

10 報酬について⑤

➤ 令和6年度報酬改定における主な改定内容

- 支援の質の高い相談支援事業所の整備を推進するため、機能強化型の基本報酬を充実
 - ＜基本報酬の見直し＞
- 地域の中核的な相談支援事業所の主任相談支援専門員を更に評価
 - ＜主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）300単位/月・（Ⅱ）100単位/月＞
- 相談支援における医療等の多機関連携のための各種加算の拡充
 - ＜医療・保育・教育機関等連携加算150～300単位/月 等＞

・ R6年度報酬改定の主な改正について

（令和6年度障害福祉サービス等報酬改定（障害児支援関係）改定事項の概要

（令和6年4月1日 こども家庭庁支援局障害児支援課作成）より抜粋）

①基本報酬の見直し〔障害児相談支援〕※児者共通

- 機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）について、「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること」及び「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること」を要件に加えるとともに、更に評価する。
- 複数事業所が協働で体制を確保することにより、機能強化型（継続）障害児支援利用援助費を算定できる場合の要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること」についても、対象に加える。
- 離島や過疎地等における取扱いとして、複数の事業所間が通常の相談支援の実施地域を越える場合や、当該事業所以外の主任相談支援専門員等により一定の指導・助言が行われる体制が確保されている場合も算定可能とする。

単位数（新旧）

【現行】障害児支援利用援助費		→	【改定後】障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2,027単位		(1) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2,201単位
(2) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,927単位		(2) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	2,101単位
(3) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,842単位		(3) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	2,016単位
(4) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,792単位		(4) 機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,866単位
(5) 障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,692単位		(5) 障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,766単位
(6) 障害児支援利用援助費（Ⅱ）	815単位		(6) 障害児支援利用援助費（Ⅱ）	815単位
継続障害児支援利用援助費			継続障害児支援利用援助費	
(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,724単位		(1) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,896単位
(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,624単位		(2) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	1,796単位
(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,527単位		(3) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	1,699単位
(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,476単位		(4) 機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	1,548単位
(5) 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,376単位		(5) 継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	1,448単位
(6) 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	662単位		(6) 継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	662単位

ポイント

- 機能強化型（継続）障害児支援利用援助費（Ⅰ）（Ⅱ）（Ⅲ）を算定する事業所の要件について、以下の下線の内容を追加する
 - ①協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること
 - ②基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること
 - ③運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件に選択肢を追加）
- 経過措置として、改正前に機能強化型障害児支援利用援助費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記①及び②の要件を満たしているものとみなす
- 令和9年3月31日までの間は、以下のとおり取り扱う
 - ・上記②の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定相談支援事業所等が行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していることとする
 - ・上記③の要件について、令和9年3月31日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする
- 特別地域加算の対象地域に所在する事業所のうち、従業者の確保が著しく困難な地域に所在する指定障害児相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市町村が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする

7. (1) 基本報酬等の充実

②主任相談支援専門員配置加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

○ 主任相談支援専門員配置加算について、新たな区分を創設し、地域の相談支援の中核的な役割を担う指定障害児相談支援事業所等において、主任相談支援専門員が地域の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合、更に評価する。

単位数（新旧）

【現行】
主任相談支援専門員配置加算 100単位／月
※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、事業所の従業者等に対し当該主任相談支援専門員がその資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。



【改定後】
主任相談支援専門員配置加算
主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ） 300単位／月
※ 地域の相談支援の中核的な役割を担う指定障害児相談支援事業所等であって、主任相談支援専門員を当該事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所の従業者及びその他の相談支援事業所の従事者に対し、その資質の向上のため指導・助言を実施している場合に加算する。
主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ） 100単位／月
※ 主任相談支援専門員を事業所に配置した上で、当該主任相談支援専門員が、当該事業所又はその他の相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のために研修を実施した場合に加算する。

ポイント

要・市町村への届出（主任相談支援専門員の配置）

○ 本加算は、常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、当該主任相談支援専門員が当該事業所や地域の事業所の従業者等に対し資質向上のための研修・助言指導を行う体制を整備している場合に、算定するもの（加算Ⅰは基幹相談支援センター等地域の中核を担う事業所、加算Ⅱはその他の事業所を評価）

- 【主要要件】
- ・ 基幹相談支援センターの委託を受けている事業所、児童発達支援センターと一体的に運営される事業所、又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村が認める事業所であること（加算Ⅰのみ）
 - ・ 常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置していること
 - ・ 従業者等に対する研修・助言指導を行う以下の体制を整備していること
 - ・ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催
 - ・ 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施
 - ・ 当該事業所の全ての相談支援専門員に対する地域づくり、人材育成、困難事例への対応等、総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上を目的とした指導・助言
 - ・ 基幹相談支援センターが実施する地域の事業所の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援への協力（加算Ⅰは基幹相談支援センターと共同で実施、加算Ⅱは協力することが望ましい）
 - ※ 以上の取組を、加算Ⅰは自事業所及び他事業所の従業者に対して、加算Ⅱは自事業所又は他事業所の従業者に対して（いずれか必須）実施する
 - ・ 体制が整備されている旨を掲示・公表していること

○ 主任相談支援専門員は、原則専従であるが、同一敷地内にある計画相談支援、自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援等の職務との兼務可

【参照法令等】
報酬告示（126）：別表の4 基準告示（181）：第4号

7. (1) 基本報酬等の充実

③地域体制強化共同支援加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

○ 地域体制強化共同支援加算の算定要件について、現行の内容に加えて、「地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保した上で、協議会に定期的に参画すること」についても、対象に加える。

単位数（新旧）

【現行】
地域体制強化共同支援加算 2000単位／月
※事業所の要件として、運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること



【改定後】
地域体制強化共同支援加算 2000単位／月
※事業所の要件として、運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。
※ 令和 9 月 31 日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

ポイント

要・市町村への基準適合の届出（地域生活支援拠点等への位置付け 又は 地域生活支援拠点等との連携体制確保・協議会への定期的な参画）

○本加算は、相談支援事業所が把握した障害児の個別の課題から地域の課題を抽出し、協議会に参画した上で、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築に向けた検討を推進する取組を行った場合に算定するもの。

- 【主な要件】
- ・事業所の要件として、①運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること、又は、②地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保する（令和 8 年度末までは、地域生活支援拠点等が整備されていない場合は、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りる）とともに、協議会に定期的に参画していること
 - ・支援が困難な対象者に、事業所の相談支援専門員又は相談支援員と、福祉サービスを提供する事業所の職員等（支援関係者）が、3 者以上による会議により情報共有及び支援内容を検討し、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明などの必要な支援を共同して実施するとともに、地域課題を整理し、協議会に報告を行うこと
 - ・加算の対象となる会議、対象者に対する説明等の必要な支援を行った場合には、その内容を記録すること。市町村から求めがあった場合には提出すること

○本加算で協議会へ報告する事例は、障害児・家族の支援に当たって地域における課題があるものであって、当該課題の解決に当たって、広く関係者間で検討等を行う必要があるものであることに留意して事例の選定を行うこと。なお、協議会への報告の内容等については、「（自立支援）協議会の設置・運営ガイドライン」を参照すること

○加算算定の相談支援事業所は、それ以外の支援関係者が支援に当たり要した費用を負担することが望ましい

7. (2) 医療等の多機関連携のための加算の拡充等

①医療・保育・教育機関等連携加算【見直し】〔障害児相談支援〕※児者共通

○ 医療・保育・教育機関等連携加算について、モニタリング時においても算定を可能とする。また、利用者の通院に同行し障害児等の状況を情報提供する場合や、関係機関等からの求めに応じて障害児等の状況を情報提供する場合も加算の対象とするとともに、これらの場合について、一定の上限を設けた上で複数回の算定を可能とする。さらに、連携の対象に訪問看護の事業所を加える。

単位数（新旧）

【現行】
医療・保育・教育機関等連携加算 100単位／月
※ 福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等を除く）の職員等と面談を行い、障害児に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画を作成した場合に加算する。



【改定後】
医療・保育・教育機関等連携加算 300単位／月（①－Ⅱ、②）
200単位／月（①－Ⅰ） 150単位／月（③）
※ 指定（継続）障害児支援利用援助を実施する月において、次の①～③のいずれかの業務を行った場合に加算
①福祉サービス等提供機関の職員等と面談又は会議を行い、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で、以下を行った場合
Ⅰ 指定障害児支援利用援助 Ⅱ 指定継続障害児支援利用援助
②障害児が病院等に通院するに当たり、病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して、利用者の心身の状況、生活環境等の利用者に係る必要な情報を提供した場合
③福祉サービス等提供機関からの求めに応じて、福祉サービス等提供機関に対して障害児に関する必要な情報を提供した場合

ポイント

○本加算は、障害児の関係機関との日常的な連携体制を構築するとともに、障害児の状態や支援方法の共有を行った場合に算定するもの
【主要要件】
＜①福祉サービス等提供機関の職員との面談等による障害児支援利用計画の作成又はモニタリング＞ ※ 1月に1回を限度
・福祉サービス等提供機関（障害福祉サービス等事業者を除く。例：保育所、学校、児童相談所、医療機関、訪問看護事業所等）の職員との面談又は会議により、障害児等に関する必要な情報の提供を受けた上で、障害児支援利用計画の作成又は見直し、モニタリングを行うこと（会議はオンラインの活用可。障害福祉サービス等以外の福祉サービス等提供機関（障害児支援利用計画に計画されている機関等が原則）の参加によるサービス担当者会議による算定も可）
・初回加算を算定する場合、退院・退所加算を算定し退院等する施設のみから情報提供を受ける場合は算定不可
＜②障害児への通院同行＞ ※ 1月に3回を限度。同一の病院等については1月に1回を限度
・障害児が病院等に通院するに当たり、通院に同行して病院等を訪問し、当該病院等の職員に対して障害児に係る必要な情報（※）を提供すること
※当該障害児の基本情報、状態、支援における留意点等、家族・世帯の状況、生活の状況、受診・服薬の状況、支援の利用状況、障害児支援利用計画の内容等
＜③福祉サービス等提供機関への情報提供＞ ※①病院等・訪問看護事業所、②それ以外の福祉サービス等提供機関 ごとに1月に1回を限度
・福祉サービス等提供機関からの求めに応じて障害児に関する必要な情報を提供すること
○本加算の算定場面に限らず、関係機関との日常的な連絡調整に努めること
○情報提供等を行った場合には、相手や日時、その内容の要旨、障害児支援計画に反映されるべき内容に関する記録を作成すること。当該記録について、市町村から求めがあった場合には提出すること